

令和7年12月22日付

さいたま市 市長 清水 勇人様

いじめの重大事態法第30条第2項再調査報告書の所見

法定代理人 及び

0) はじめに

令和5年10月26日さいたま市いじめ問題再調査委員会条例(条例第33号)が制定されて、今回4名の再調査委員が選任されました。翌年の令和6年4月18日にいじめ問題再調査委員会1回目が開催されました。それから今日まで44回の再調査委員会会議を開催していただきましたこと大変感謝しております。

法第30条第2項の再調査でいじめを評価していただいたことで、私達被害者側(A側)の長期間におよぶ苦しみが和らぎました。被害児童(児童A)も調査に納得して、大変感謝しております。いじめの後遺症からの回復にも良い影響になると思っています。

再調査報告書に記載がありますように、いじめ発生から4年以上経過しており、いじめの事実関係が不明になってしまいました。前回の法第28条第1項学校主体調査が適切に実施されていれば明らかになっていた事実関係も、今ではどうにもなりません。このことは、大変残念ですが私達被害者家族は、児童Aが受けたいじめの原因や状況が不明になった現実を受けとめ、それでもなんとか踏ん張って前向きに大切な人生を送っていく覚悟です。

今回所見では、再調査結果と情報開示請求で得られた情報を基にして、1)教職員の問題、2)学校の問題、3)法第28条第1項調査の問題、4)教育委員会の問題、5)条例第10条第7項調査の問題を取り上げて、被害者側が受けた2次被害などをお伝えしたいと思います。

1) 教職員の問題

①2年生時担任が、いじめの早期発見、早期対応を怠った問題

2年生時担任は、児童Aから数回も「加害児童(児童B)から嫌なことをされた」と伝えられていたにも関わらず、児童Aから事情の聴き取りもせず、加害児童(児童B)からも詳しく聴き取りもしていませんでした。そして、適切な児童Bへのいじめ防止の指導をせず、児童Aへのいじめの見守りをも全然行わなかった。いじめの早期発見、早期対応を怠った。

当然ながら、児童Aがいじめを担任に訴えた場合、児童Bは、「先生にちくったな」と怒って児童Aに仕返しをすることがあることを想定して担任は、徹底して見守りをしなければならぬ。今回担任が対応を怠った為、児童Aは児童Bから顔を殴られる暴力、背中を強く叩かれる暴力の仕返しを受けた。2年生時担任が児童A訴えを無視して以降、児童Bからのいじめがさらに加速し、児童Aは毎日いじめを受け続けた。

2年生時担任は学校ならびに児童A保護者（A保護者）、児童B保護者（B保護者）にいじめの連絡をしなかった。そのため、学校と保護者が連携していじめの早期対応をすることができなかった。そして、学校の見守りがまったくない状況であったため、児童Aは、放置されて強烈な恐怖感の中で学校生活を送り続けることになった。

今回の再調査で2年生時担任に調査員が事情聴取したが、当時の記憶はないと回答し、児童Bに聴き取り等を行った記録をなにも残していなかった。2年生時担任が忘れていることは、おかしい。いじめ放置事実を隠したほうが、明確になるよりも自分の責任が軽くなると考えたと思われる。

②2年生時担任が子供同士のトラブルとして扱った問題

2年生時担任は、国語の試験が始まる直前に教室にいる児童A、児童Bの2人を呼び出し、互いに話し合うようにと伝え、2人を廊下に追い出した。児童Aは、廊下に追い出された理由が分からなかった。児童Aは児童Bと2人だけ廊下に出されて、恐怖心でいっぱいになった。児童Aは、どうしていいか分からなくなってしまった。2年生時担任は、児童Aがいじめを受けている認識が全然なく、子供同士のトラブルとして扱かわなかった。これは、大きな問題である。（確かに、前回の学校主体調査報告書でもよくある児童同士のトラブルとして扱っている）

再調査で事情聴取時、2年生時担任は、廊下に出して話し合いをさせたことは覚えていたが、廊下に出した理由などは記憶がないとのこと。①同様に記録も残していなかった。

③3年生に進級しても児童A、児童Bが同じクラスになった問題

2年生時担任は、いじめを一人で抱え隠蔽し、学校にも保護者にも報告していなかったため児童Aと児童Bが3年生進級時にまた同じクラスになった。進級してからも、児童Bのいじめが隠れたところで毎日継続していた。4月初め3年生時担任はいじめに気付かなかった。

2年生時担任は、児童Aと児童Bが同じクラスになることの問題に気づかないことは問題である。

④A保護者（母）が3年生時担任に訴えた後のいじめが継続した問題。

2021年4月16日にA保護者（母）は3年生時担任に児童Aのいじめ被害を面談と書面で直接訴えたが、その後も継続していじめを受け続けた。3年生時担任は、A保護者（母）に児童Aを見守る約束をしたが、適切に常時見守りが行われず、隠れたところでいじめが続いた。廊下で児童Aと児童Bが対面する状況が発生して、児童Aは耐えられない恐怖心で苦しくなった。児童Aは、恐怖心で夜に眠れない日々が続いた。

4月19日にいじめ対策委員会は発足されていたが、学校は見守りの徹底ができていなかった

た。この場合も2年生時と同様に、学校ならびに3年生時担任は児童Bから児童Aが激しい仕返しを受けることを想定して見守りを徹底し、児童Aが安心して学校生活が送れるように十分対処しなければならないという配慮が欠けていた。

そのため、児童Aは毎日強い恐怖心の中でストレスを受け続け眠れずに、4月26日に精神、身体異常を引き起こし、体が動かなくなり緊急搬送された。

2) 学校の問題

①2021年4月分学校から教育委員会へのいじめ報告、いじめ軽視の問題。

毎月の教育委員会へのいじめの報告で、学校は2021年4月分いじめを5月GW明けに報告している。4月いじめ報告書には、3年生時担任が確認した軽いいじめ2件しか記載されていない。4月には、4月16日A保護者から担任へのいじめ訴え、4月19日いじめ対策委員会発足、4月26日に児童Aが精神、身体障害で緊急搬送されたことがあったことを4月報告に記載がなく、5月中旬になってA保護者訴え後、ようやく教育委員会に報告している。

本来であれば、学校は定期的ないじめ報告とは別に、いじめ緊急事態として教育委員会へ発生と児童Aが緊急搬送されたことを直ちに報告すべきであったはずである。

このことから、学校はいじめを軽視しており、重大ないじめ発生疑いを教育委員会へ緊急報告する認識が欠けていた。

②いじめ対策委員会の形式化、形骸化の問題。

2021年4月19日第1回いじめ対策委員会が開催された。メモ程度の会議記録ではあるが、今後の対応について打ち合わせしたことになっている。その記載された内容は、1.本人と該当児童への聞き取り実施、2.教育委員会へのいじめ報告、3.該当児童保護者への連絡、4.SAの配置による見守りであった。

1の児童への聞き取りは、3年生時担任が簡単な聞き取りしか行わなかった。その聞き取り記録もメモ程度である。2の教育委員会へのいじめの報告は、4月報告分としてわずか2件の軽いいじめがあったことのみ短く記載しただけであった。3の児童保護者への連絡も担任だけで行っていた。4のSA配置して見守りも継続して実施していなく、児童Aが見守られていないため、監視から隠れたところで何度も児童Bからいじめられることがあった。

さらに、5月17日2回目いじめ対策委員会では、1回目に決めた対応を実施したことの確認や協議もなく、会議記録では今後の対応で児童の心のケアの方策、病院との連携しか記載されていない。いじめの実態、原因を確認して、教育委員会の協力を仰ぎ、今回発生したいじめにどのように対処していくか検討がされた形跡が見当たらない。

③かなり欠陥の多い学校主体報告書に基づいた学校対処の問題。

- ・3年生復帰時、児童Aと児童Bのクラス分けを行わなかった。

A側が児童Bとのクラス分けを要望したが、学校に却下され児童Aは、児童Bのいる教室に入らなければならなくなった。同じ教室で児童Aの近くに児童Bが存在することになり、強い恐怖心となりストレスを受け続けた。

- ・校長先生は、児童Aが作成した作文内容の修正を強要した。

校長先生は、児童Aがいじめを受けて体調が悪い事をクラス仲間に伝えるための作文の修正を強要した。調査報告書では認定されていないから、毎日されたいじめについての記載を削除しないと読めないと児童Aに厳しく指摘した。児童Aは辛かったが、毎日いじめを受けたことの文面を修正した。児童Aは、いじめ部分を削除させられ、悔しかった。

- ・学校全職員にクラス分けに関する意見を確認したい児童Aの要望を校長が却下した。

児童Aは、自分の気持ちを本当に分かってくれる先生が学校に1人でもいることを知っていた。しかし、校長先生が児童Aの要望を却下したので願いは叶わなかった。

- ・学校からB保護者へは、報告書をもとに軽いいじめがあったことしか説明していなかった。

学校からの報告書説明により、B保護者のいじめ理解度は低くなり、B側の深い反省にはならなかった。B側が二度といじめをしないことを約束する誓約書の件で、A側とB側のいじめ被害重さ認識に違いがあった。B側は、大したいじめをしていないので、誓約書に署名をしないとのことであった。学校は、B保護者を説得することもなく、誓約書を渡すこともしてくれなかった。そのため、A側の学校に対する不信感がどんどん膨らんだ。

- ・A保護者が早期に要望してたB保護者との面談が1年半後であった。

A保護者が強く要望してたB保護者との面談は、学校主体調査報告から1年半以上経過してやっと行われた。A側は、B側のいじめ理解度、反省度が直接確認できず、復学時に再度いじめを受けないか不安が続いた。そして、不登校が6年卒業まで続いた。

- ・学校は、2021年7月19日以降3ヵ月もいじめ対策委員会を開催していなかった。

A保護者から学校に対して、まだいじめは解消されていないのに学校主体調査後の7月から3ヵ月以上いじめ対策委員会を開催していないことを指摘した。

11月26日にいじめ対策委員会を開催した。7月以降にPDCAサイクルに基づいたいじめ防止対策も適切に実施されていなく、学校は児童A、児童Bへのいじめ対応を怠った。

- ・児童Aがオンライン卒業式に参加ができなかった。

児童Aが、いじめ後遺症で卒業式に直接参加できないため、学校はオンラインで卒業式に参加できるようにすると児童Aと約束した。

卒業式開始時、オンライン接続不具合が発生した。児童Aがチャットや電話で訴えたが、学校に対応してもらえず、児童Aはオンライン卒業式に参加することが出来なかった。

学校は、いじめ被害を受け後遺症で不登校になり苦しむ児童Aと大事な約束したにもかかわらず、接続不具合が生じることを全然考慮していなかった。そのため、学校は専任担当者を配置した常時オンライン監視を行っていなかった。児童Aが学校と電話連絡が取れた時には、卒業式は終わっていた。

児童Aにとって卒業式は大切なことであったため大変なストレスがかかり、2次被害を受けた。児童Aは強い怒りと耐えられない悔しさから、校長の教育者としての無責任な対応問題を訴えました。

3) いじめの重大事態法第28条第1項学校主体調査の問題

①校外委員の第三者性ならびに中立性・公平性の問題

学校主体調査で学校（校長）から任命された主任児童委員、学校評議員、PTA会長、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の5名は、第三者ではなく、学校関係者である。調査組織に第三者が含まれていない。

また、選任時に職能団体からの推薦を行っておらず、ガイドラインに従っていない。

クラス担任等直接いじめ現場に関係する教員が調査組織に入っており、中立性・公平性が保たれていない。

②校外委員を法第28条第1項調査員として選任したことの問題。

ガイドラインに従って、専門的知識及び経験を有するもので構成するべきであった。日頃学校（校長）と付き合いのある関係者に調査員依頼をして選任したため、いじめ防止対策推進法やガイドライン、いじめの重大事態等をよく知らない専門知識のない校外委員が調査員となった。

③校外委員の法第28条第1項調査に関する専門知識、認識不足の問題

ほとんどの校外委員は、2021年7月6日のいじめ対策委員会に参加しただけでいじめの重大事態法第28条第1項学校主体調査報告書を承認した。校外委員が学校作成報告書を安易に承認したことで、欠陥の多い学校主体調査報告書が出来上がった。再調査報告書でかなり欠陥を指摘された通りであり、認識不足による重大な過ちである。

いじめ防止対策推進法ならびにいじめの重大事態を全然理解していないのに学校からの依頼を受けて、調査には関与しない形で安易に報告書を承認していることは、大変問題であり、学

校関係者としては、かなり資質に欠けていると言わざるを得ない

そもそも、資質のない校外委員を調査員に任命した学校（校長）にも責任がある。

この校外委員の軽率な対応は、被害者A側の2次被害に相当影響している。

④いじめの事実の矮小化の問題

実質的には、第三者性のない学校内部調査となり、いじめの事実を学校の都合で矮小化している。そのため、いじめの調査過程全貌は全く明らかになっていない。

学校が法のいじめ定義に従わずにいじめを認めないことは、法律違反である。

⑤専門知識や経験を有する第三者を選任できなかった問題

再調査報告書には、第三者を専任するには予算措置が必要で、学校には予算的な裏付けがないことが第三者を選任出来なかった理由であるような旨の記載がある。

学校主体調査の決定は教育委員会が判断したのであるから、教育委員会が法第28条第3項に従って予算措置をすれば、予算裏付けは可能であり、学校が第三者委員会を専任できなかった理由にはならない。

⑥学校主体調査報告書の自画自賛の問題

学校主体調査報告書は、ほとんど学校内部組織での調査報告書であったにもかかわらず、「学校がいじめの定義に基づき、必要な対策を行ったと評価でき、精一杯の対応がなされていたと思慮する。」と評価している。

これは、学校の自画自賛であり、思慮を欠いた評価であまりにもA側に対して酷い仕打ちである。

⑦A保護者への責任転嫁の問題

2年生時にA保護者から学校へいじめの連絡をしなかったことが、いじめ発見遅れの原因であるかのような学校主体報告書記載内容は、学校側の責任転嫁である。学校側の不作為に触れずにいることは、報告書として欠陥であり、学校側の保身体質が明らかである。

4) 教育委員会の問題

①いじめの重大事態第28条第1項の発生を市長に報告していない問題。

いじめ防止対策推進法第30条第1項では、「学校は、教育委員会を通じて、重大事態が発生

した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。」とある。学校から教育委員会へは、2021年5月にいじめの重大事態発生の報告をしているが、教育委員会から市長への正式な発生報告がなされていない。明らかに法律違反である。

②学校主体調査に対しての教育委員会の指導、支援欠如の問題。

いじめ防止対策推進法第28条第3項では、教育委員会が学校に必要な指導及び支援を行う旨の記載がある。教育委員会が適切に指導していれば、かなり欠陥の多いレベルの低い学校主体調査報告書にはならなかったはずである。教育委員会もいじめ認識が低ため適切に指導できなかったものと思われる。この教育委員会の力量不足は否めない。(A保護者と教育委員会担当者と会話したときには、2年生時のいじめが認定されていないことに疑問を持っていなかった。学校主体調査報告書を十分容認していた)

③市長への第28条第1項学校主体調査結果報告遅れと虚偽発言の問題

ガイドラインで教育委員会は市長へ調査結果報告、説明をするとある。教育委員会は2021年7月19日に学校から調査結果報告を受けたが、市長へは2年近く遅れて2023年5月25日に正式結果報告した。市長への報告遅れが、市長の再調査判断に大きく影響した。

2022年11月法第30条第2項再調査は、法第28条第1項の調査報告を受けてからとの市長の回答をA側が受け取ることになり、当初A側の再調査要望は、市長に断られてしまった。

2022年5月条例第10条第7項調査会2回目の時に教育委員会は、市長に報告して教育委員会で再調査をするよう命をうけている旨の発言をした。

教育委員会は、重要な調査会の席でA側ならびに調査員の方々に虚偽発言をした。

④市長結果報告時にA側の所見が提出できることの説明がなかった問題

ガイドラインには市長に調査結果報告の際、教育委員会、学校は被害者側の所見を添えることができることをA側に伝えることになっている。しかし、A側は何も伝えられていない。A側は所見のことを知らなかったが、学校主体調査報告に納得いかなかったため調査報告会の3日後に再調査要望書(所見)を学校、教育委員会に提出した。

しかし、学校主体調査報告書同様に教育委員会から市長へ所見も提出されなかった。

⑤A側からの学校主体調査報告書公表要望を却下した問題

ガイドラインにいじめの重大事態調査結果報告書を公表することが望ましいとある。教育委員会は、学校主体調査報告後のA側から報告書公表の要望を却下した。

個人情報保護法の第14条第4号 審議、検討又は協議に関する情報（4）

「開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」を引き合いに出した。A側は、納得できずに公表することを教育委員会に訴え続けたが、個人情報に該当する部分をマスキングするなど対策を取って公表できるなど提案もなく、却下された。教育委員会は、A側に全然寄り添う誠意がなかった。

⑥市長の命を受けてとのA側への説明虚偽の問題

教育委員会は、市長へ学校主体調査結果報告を行っていない時点にもかかわらず、「市長の命を受けて再調査会を立ち上げている」旨の発言を2022年5月16日第2回条例第10条第7項調査員会議の席で明言している。2022年6月1日のA側との面談でも発言、6月7日教育委員会からA側に送られたメールにも「市長の命を受けて」と記載されている。

A側は、市長の再調査は市長部局が事務局ではないかと訴えましたが、「市長の命を受けて」を理由に教育委員会は、A側訴えを却下しました。

再調査報告書に記載の通り、市長から教育委員会に再調査の依頼はありえない。

また、第2回条例第10条第7項調査会時には市長へ調査結果の報告を行っていないので、「市長の命を受けて」の発言が虚偽発言であったことは間違いない。

教育委員会の虚偽発言は、重大な法律違反にあたる。

⑦市長への教育委員会の今後の対応方針の虚偽報告の問題

教育委員会は、2023年4月21日にA側との面談で教育委員会の法第30条第2項の再調査が誤りであったことを認めて、謝罪している。再調査要望はA側から市長部局に伝えていたのだと言っていた。しかし、教育委員会は、A側が一貫して法第30条第2項の市長による再調査を要望していることを十分に認識しておきながら、その後の市長への2023年5月25日教育委員会の今後の対応方針報告では、「A側の御要望を斟酌いたしまして、調査会を立ち上げることを検討してまいります。」の書面を提出している。

市長に対して、被害者要望の虚偽報告を行っている。明らかに法律違反である。

⑧教育委員会担当課上席にいじめ対策委員会リーダーとの関係者が在籍している問題

2023年4月21日の教育委員会との面談で、A保護者から教育委員会担当者に上席の確認をしたところ、再調査で調査される側であるいじめ対策委員会リーダーと夫婦関係にあたる方の名前をいいました。A保護者は教育委員会担当課は関係者であることを指摘しました。そのため、教育委員会が事務局での法第28条第1項の追加調査は、中立性・公平性上できないことの認識はあったはずである。しかし、教育委員会は追加調査を行おうとしていたことは、問題である。

5) さいたま市いじめ防止対策推進条例第10条第7項調査員の問題

1) 条例第10条第7項の調査専門員選任過程の問題

教育委員会からの条例第10条第7項調査専門員推薦依頼を受けた職能団体は、公平性・中立性が確保された第三者を推薦することになっている。A側に調査専門員推薦過程の資料や関係性がないことを確認できる情報などを提示することもなく、教育委員会が単に、条例第10条第7項調査員として選任したことで公平性・中立性は担保されていると言っていた。A側の調査過程資料の提供要望を完全に無視して却下したことは、大きな問題である。

また、職能団体および調査専門員には、さいたま市や教育委員会と関係性の深い利害関係者もいた。本当に公平性・中立性が確保されていたか疑問である。

2) 条例第10条第7項調査専門員の所掌業務認識の問題

条例第10条第7項の調査専門員の所掌業務は、重大事態等の調査であり、法第28条第1項に規定する重大事態と明記されている。さいたま市いじめ防止対策推進条例には、この用語の意義を条例第2条で規定している。条例第10条第7項の調査専門員が法第30条第2項の再調査を行う事ができないことは、条例により当然であったはずである。教育委員会は、さいたま市いじめ防止条例についての認識が欠如している。条例第10条第7項の所掌業務を文部科学省に確認したことは、明らかにおかしい。文部科学省回答を盾にして、市長の再調査を教育委員会事務局で条例第10条第7項調査専門員が行うことができる教育委員会の都合のいい解釈は、明らかなA側に対する騙しである。

3) 条例第10条第7項調査専門員を推薦する職能団体の専門性認識欠如の問題

埼玉弁護士会、埼玉大学教育学部、4医師会（大宮医師会）、埼玉県公認心理師協会から調査専門委員が推薦されたとなっている。教育委員会からは、法第30条第2項の再調査をする調査専門員を職能団体に依頼したことになる。市長からの再調査を教育委員会が事務局でできないことを知らない職能団体が調査専門員を推薦するのは、かなり専門知識欠如の問題があった。少なくとも、埼玉弁護士会、埼玉大学教育学部は、さいたま市と教育委員会は独立した組織であり、市長の調査を通常教育委員会が行うことはできないことや条例第10条第7項の調査専門委員では、法第30条第2項の再調査ができないことを知らなくてはならない。教育委員会が文部科学省に確認して、法第30条第2項の調査を条例第10条第7項の調査専門委員が調査できるといっても、間違いではないかと疑い、市長の必要性判断書類や文部科学省に問い合わせた記録などを確認する必要があるはずである。職能団体の専門性認識に欠ける対応は、問題であった。

4) 条例第 10 条第 7 項の調査専門委員の法的認識不足の問題

3) 同様に、調査専門委員は専門知識がある方々なので、調査専門委員が法第 30 条第 2 項の市長による再調査を教育委員会が主体となり、そして条例第 10 条第 7 項の調査専門員ではできないことを知らないことは、おかしい。(素人の A 保護者でもわかる)

情報開示請求資料で確認できた第 1 回目調査専門委員会記録確認では、調査専門委員は再調査の前提となる市長の必要性を確認しておらず(素人の A 保護者でも第 2 回目会議で方針、目的を確認した)、法第 30 条第 2 項再調査は、第 28 条第 1 項調査結果の調査であることを調査目的として協議をしたかどうかとも記録がないため不明である。

2022 年 5 月第 2 回目の調査専門委員調査会で、A 保護者はガイドラインに従って再調査は市長部局が事務局ではないかと質問した際、弁護士はガイドラインは努力規定なので必ず遵守する必要はない旨の発言や再調査は市長部局が事務局でも教育委員会が事務局でも公平性・中立性は同様であると発言したりした。

再調査報告書に記載されている通り、学校と教育委員会は一体化しており、教育委員会事務局と市長部局事務局とでは公平性・中立性はだいぶ異なる。

また、弁護士は A 保護者からの公平性・中立性確認に対して、調査専門委員に選ばれている段階ですでに担保されていると発言した。その根拠のない発言は、問題である。

調査専門委員の法律やガイドライン認識不足があったと言わざるを得ない。

6) おわりに

令和 6 年 4 月 19 日記者会見で再調査委員会委員長は学校主体調査について、「第三者性に欠け、調査を尽くすという点で少し甘かったのではないかと。報告書としては水準に達していない」と指摘しています。これに対して、さいたま市教育長は「市教委としては、国のガイドラインに基づき対応したと捉えています。」とコメントしています。

(埼玉新聞 令和 6 年 4 月 20 日記事より引用)

A 側は、この記事を見て大変な衝撃を受けました。これまで教育委員会からいじめ防止対策推進法やガイドラインの対応に問題があったことの謝罪を受けましたが、実際は教育委員会内や教育長は、この過ちを認識していないことが分かりました。

法第 30 条第 1 項は、法第 28 条第 1 項いじめの重大事態が発生した旨を市長に報告しなければならない規定です。この市長への報告を教育委員会は怠っています。また、令和 3 年 7 月 19 日に完了した法第 28 条第 1 項調査結果を令和 5 年 5 月 25 日の 2 年近く経過後に教育長が市長に報告しています。市長への結果報告が遅れ問題が起きたことを認識せずに公の場で教育長がこのようなコメントをしたのであれば、A 側に対して 2 次被害であり児童 A のストレスとなりました。これは、A 側に対するいじめに該当します。被害者 A 側を傷つけた教育長のコメントは、決して許されません。A 側を傷つけたことを深く反省し再調査委員会報告書、被害者

側所見を検討していじめ再発防止計画を立て、形骸化しないようにチェック機構を設け、PDCAサイクルを確実に実施するように努めていただきたいと存じます。

教育委員会は、年間でさまざまないじめ防止イベントや研修を実施していますが教職員全体に浸透していません。形骸化していると感じます。教職員は、教育者として正しく指導する自覚、道德観が必要です。学校評価ばかり気にする学校の保身体質、いじめを隠そうとする教育委員会の隠蔽体質を改善することも大変効果のあるいじめ再発防止対策ではないでしょうか。

ガイドラインの再発防止、教職員の処分規定には、「法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分の要否を検討すること」となっています。

ガイドライン従うことは、文部科学省のいじめ防止基本方針に規定されています。基本方針については、法第11条第1項にて規定されています。基本方針、ガイドラインは単なる努力規定ではありません。必ず遵守しなければならない規定であります。

教育委員会は、問題のあった教職員の懲戒検討を行い、責任の重大さにより処分しななければいけません。被害者A側は、その処分内容の確認により、教育委員会の反省度や誠意を図りたいと考えています。

A側が受けた被害は、重いことを教育委員会は認識して下さい。(児童Aの思い添付)

問題のありました教育委員会所属外の法第28条第1項校外調査員の方々、条例第10条第7項調査員の方々とは、それぞれ面談して再調査報告書評価内容、所見の問題点指摘内容の確認をとりたいため、面談の調整をさいたま市ならびに教育委員会に要望します。

児童Aは酷いじめを受けて、大切な二度とない小学校生活を失ってしまいました。今でも不登校は、続いています。その児童Aの一番の要望でありましたいじめの事実関係が明確にならなかったことは、再調査記載の通り、学校、教育委員会に重大な責任があります。今後、教育委員会がこの問題を適切に対処することが、いじめの再発防止に一番有効であると信じています。

今後も私たち被害者側は、いじめ後遺症で苦しみながらも再調査結果と向き合って納得いく行動をとっていく決意があります。このことが、今でもいじめで苦しんでいる児童や2次被害で苦しんでいる保護者の参考になれば幸いです。

以上

令和7年12月22日付

再調査結果報告書を読んで思ったこと

一番の感想は再調査をお願いしてよかったと思いました。児童Bが、なぜ私にいじめをしたのかは、時間が経ちすぎて分からなかったことは残念ですが学校の調査では認められなかった2年生の頃に毎日いじめをされたことや顔を殴られたことなどが認定されてほっとしました。

いじめの事実が、無かったことにされるのは、とても苦しいことで心の底から「終わったことだ。」と考えることはできないと思います。やはり、いじめを明らかにすることが必要だと強く思いました。

いじめを受けてから再調査をすることになった経緯と思いを書いておきます。

私は小学校2,3年生の頃、いじめを受けました。ある日、理由もなく殴られたり、殴る真似をされたり、追いかけられたり、脅されたりしました。休み時間はいつも恐怖でいっぱいでした。先生に何度か相談しましたが私の話は無視されました。先生に「児童Bと二人で話し合って解決してください。」と言われ迷惑そうにされたので相談することができなくなってしまいました。いじめをしていた児童Bには「誰にも言うな。」と言われました。そして先生に「このこと（いじめられていること）は誰にも言わないでください。」と言われていたので誰かに相談することが怖くなってできなくなってしまいました。児童Bからの仕返しが怖くて親にも詳しいことを相談することができませんでした。もし親が学校に話したことを児童Bに知られたら、さらにひどくなるかもしれないからです。

いじめられるのは自分が悪いのではないかと思うようになり、問題が大きくなると誰かに迷惑をかけるのではないかという気持ちもありました。

2年生から3年生の4月までの半年間、毎日毎日、我慢し続けました。私は学校に行くたびに「どうか今日は何もされませんように。」と願いました。そのことでいつも頭がいっぱいになり何も考えられなくなり夜も眠ることができなくなってしまいました。

両親が私のつらい状況に気づき3年生の四月、説得され学校に相談しました。それでもいじめは止まりませんでした。私は不安と恐怖に耐えられなくなり、とうとう倒れてしまい学校に行くことができなくなってしまいました。

でも私は学校に戻りたかった。みんなと過ごしたかった。無理をして学校に行きました。しかし学校が軽いいじめとして対応していたことが、さらに私を苦しめました。4年生から6年生まで、ほとんど学校に行くことができなくなってしまいました。

いじめを受けている時は恐怖で何も考えることができなくなってしまいます。後になってはじめて当たり前のことをたくさん失っていることに気づきました。

みんなが普通に学校に通い、普通の思い出を作る中で私だけ何も無かったことが本当に悲しかった。修学旅行にも行けず、卒業式をオンラインで見ることすら出来ませんでした。

それを思うと悔しくて苦しくなります。

今でも、いじめの記憶が鮮明に蘇り苦しい気持ちが戻ってきます。長時間、学校にすることができません。記憶は消えることなく苦しみが続いています。

毎日何度も、つらい記憶や強い怒りが沸き上がってくるのは、とても疲れます。少しでも楽になりたいくて、「どうしてこんなことになったのだろう。」と考え続けました。しかし、何も分からないまま、答えは出ませんでした。

このまま何もせずに終わりたいと思いました。いじめで「泣き寝入りしない。」と決め、闘うこと（再調査をすること）を決意しました。

いじめを明らかにして、答えを出す。

そのために私は、さいたま市長と教育長に手紙を書き、私に起こったいじめの再調査をお願いしました。その後、市議会がいじめ調査の条例もでき、再調査が始まり今に至ります。

今ではいじめを受けたことは恥ずかしいことだと思っていない。強い意志を持つきっかけになりました。

私は今年4月から、さいたま市の公立中学校の校内教育支援センター「Sola るーむ」に週2.3回通っています。教室に入れない生徒のための場所でオンラインで授業を受けたり自習をしたり学校に慣れるために利用しています。そこに通う他の生徒とも話をしたりします。私と同じように、いじめを受け教室に入れなくなってしまった子も数名います。話を聞いてみると、いじめが発覚した後も、つらい思いをしたと言っていました。それぞれが今も、とても苦しい思いをしていることがわかりました。

私が経験したことを通して、子どもが苦しまないために、皆さんにお願いしたいことが3つあります。

- ① いじめを受けた子どもの後遺症がどんなものなのか理解してから子どもに関わってください。
- ② いじめが発覚したときに、ごまかしたり嘘をついたりせず逃げずに子どもを助けてください。
- ③ 子どもの声を確実に聞いてください。大人の声だけではなく。

※③の子どもの声は聞こえにくいのですが一番大切です。

最後に、再調査の必要性を認めてくださった清水市長、再調査に協力してくださった方々、そして、専門家の先生方が44回も、さいたま市いじめ問題再調査委員会を開き、私の受けたいじめについて詳しく調査をし、深く考え、本気で向き合ってもらえたのは本当に嬉しかったです。

正しいことをやってくれる大人がいて、救われる思いがしました。

ありがとうございました。

以上